

**HONDA**

# サプライヤーCSRガイドライン

2013年7月  
本田技研工業株式会社

## 【目次】

I. はじめに	1
II. HondaフィロソフィーとCSRについて	2
III. サプライヤーCSRガイドライン概要について	5
IV. サプライヤー自主点検チェックシート	9
V. 発行者および問い合わせ先	10

# I. はじめに

---

近年、経済のグローバル化の進展から自由貿易協定などの拡大、IT化の進行により世界的規模でボーダレス時代へと変化、企業を取り巻く環境はますます多様化しています。特に、地球温暖化など世界共通の社会的課題に対し企業が積極的に関わっていき、よりよい持続可能な社会の実現に向けて企業の社会的責任(=CSR<sup>※1</sup>)を果たすことへの期待が高まっています。

一方、事業のグローバル展開に伴い、ステークホルダー<sup>※2</sup>も多国籍・多様化が進み、各国の文化、歴史などを考慮したCSRの取り組みも求められています。

Hondaでは、これまでHondaフィロソフィーに基づき、環境や安全の領域を始め様々な領域で社会的責任を果たす取り組みに努めてきました。また、様々なステークホルダーの支えと努力のもと、お取引先の皆様と購買理念・原則に基づき購買活動を行い、社会からの信頼を得てきました。

社会からのCSRの取り組みに対する期待の高まりに伴い、Hondaのみならず重要なビジネスパートナーであるお取引先の皆様にも「HondaのCSRの考え方」をご理解頂き、一体となって推進していくことが必要不可欠と考え、2010年に「サプライヤー CSRガイドライン」を発行いたしました。

この度、2013年に紛争鉱物<sup>※3</sup>の取り組み内容を追記し改定しました。

本ガイドラインを通じてお取引先とHondaが「CSR」に関し共通認識をもち、積極的なCSR活動を行い、ともに社会から存在を期待され成長し続けていきたいと考えておりますので、お取引先においてもCSR活動をご推進いただきますとともに、皆様のお取引先へもCSR活動をご要請いただきますようお願いいたします。

執行役員  
購買本部長  
四輪事業本部四輪生産統括部  
購買統括部長



※1: Corporate Social Responsibilityの略語

※2: お客様、販売会社、お取引先、従業員、株主、地域・社会など利害関係者のこと

※3: コンゴ民主共和国及び周辺国産で、武装勢力の資金源や紛争地域での人権侵害にかかわっているとされる鉱物

## Ⅱ. HondaフィロソフィーとCSRについて

### Honda フィロソフィー

Hondaフィロソフィーは、本田宗一郎と藤澤武夫という2人の創業者が残した企業哲学であり、最も価値のあるものとして位置づけています。

これは、グループすべての企業活動の基礎であり、グループを構成する人のみならず、わたしたちがビジネスを行なう対象や、ともに仕事を進める人々や企業との関係に適用すべき精神と考えています。

Hondaは、この価値観をベースに社会から信頼を得て、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えます。

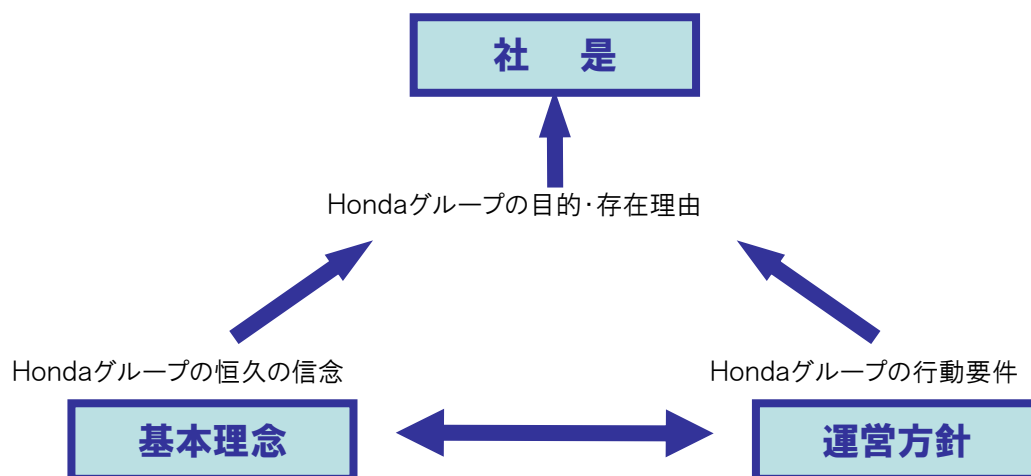
#### Honda フィロソフィー（企業哲学）

【基本理念】 人間尊重 三つの喜び（買う喜び、売る喜び、創る喜び）

【社 是】 わたしたちは、地球的視野に立ち、世界中の顧客の満足のために質の高い商品を適正な価格で供給することに全力を尽くす。

【運営方針】

- 夢と若さを保つこと
- 理論とアイデアと時間を尊重すること
- 仕事を愛しコミュニケーションを大切にすること
- 調和のとれた仕事の流れを作り上げること
- 不断の研究と努力を忘れないこと



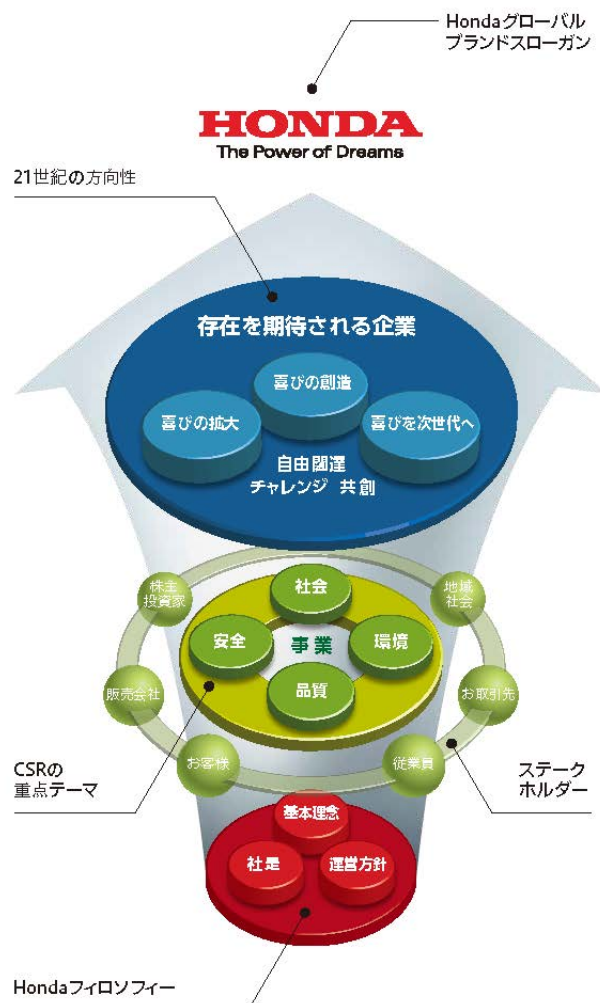
## HondaのCSRの考え方

HondaはCSR＝企業の社会的責任を

社会から期待される活動をグローバルな方針・目標に基づいて実践・発信することにより社会と喜びを共有し、社会とともに存続する企業となること

と定義し、創業時からあらゆる領域で社会的責任を果たす取り組みを行なってきました。そして、HondaのCSR活動は、前述したHondaフィロソフィーを原点として、「経済」「品質」「安全」「環境」「社会」の柱で取り組みを行い、21世紀の方向性である「存在を期待される企業」の実現を目指しています。

また、企業活動において関わり合いのある様々なステークホルダーに対し、責任を果たし、社会との喜びの共有を実現するよう努めています。



## ■各ステークホルダーに対する基本姿勢

### 〈お客様〉

質の高い商品やサービスを提供することに全力を尽くし、世界中のお客様と喜びを分かち合う。

### 〈販売会社〉

自立、平等、信頼という人間尊重の理念に基づきパートナーシップを築き、お客様の「買う喜び」を共に追求して「売る喜び」を共有することをめざす。

### 〈お取引先様〉

自立、平等、信頼という人間尊重の理念に基づきパートナーシップを築き、お客様に「買う喜び」を感じて頂ける品質の高い商品を共創することを通じて「創る喜び」を共有する。

### 〈従業員〉

自立、平等、信頼という人間尊重の理念に基づき主体性の尊重・公平の原則・相互信頼の原則によって、従業員一人ひとりがお客様や社会と喜びを分かち合うため、高い志をもってチャレンジングな行動を期待する。

### 〈株主・投資家〉

企業情報の適切な情報開示を通して株主や投資家とのコミュニケーションの充実を図り、信頼と共感を高めることに努める。

### 〈地域・社会〉

地域や社会に迷惑をかけないことは勿論のこと、企業活動を通して地域や社会に喜んでいただける企業であることを期待する。

## Ⅲ. サプライヤーCSRガイドライン概要について

このガイドラインは、存在を期待される企業を目指し、お取引先の皆様に「CSR」というものをご理解頂き、推進するために、CSRに関する共通項目をまとめました。

是非お取引先の皆様には、自社のCSR推進にあたり、このガイドラインをご活用いただければ幸いです。

※このガイドラインは、自工会の「サプライヤーCSRガイドライン」を基本にHondaの基本理念などを織り込んでまとめてあります。

### 【CSRの各共通項目に対するHondaの基本的な考え方】

#### 1. 品質・安全

「お客様一人の例外もなしに満足いただき、信用していただく為には、いかなる困難をも克服して120%の良品を実現する」を目指して、開発・生産・販売の全ての段階で品質の高い製品づくりに努める。

#### 2. 人権・労働への配慮

Hondaフィロソフィーの「人間尊重」という基本理念の考えに則し、すべての従業員及びお取引先などの関係先の意味や人権を尊重し、公平に取り扱う。  
また労働安全衛生についても「安全なくして生産なし」という観点から労働環境や安全衛生を守る。

#### 3. 地球環境への配慮 ※詳細はグリーン購買ガイドラインを参照

「地球環境保全」を企業方針の重要な柱として商品開発から生産、廃棄に至るライフサイクル全体での環境負荷の低減を目指す。その活動を効果的に行なうために、環境負荷物質の低減を図ると同時に、環境を配慮した製品の購入に努める。  
また、企業活動の全てにおいて生物多様性の保全を目指す。

#### 4. 公正な取引・倫理

遵法精神が高い企業であるために社会の一員として法律を誠実に遵守し、かつ社会の常識に則った倫理的行動に努める。

#### 5. 情報の開示

社会から信頼と共感をより高めるため迅速かつ適切な情報開示を図り透明性を高めることに努める。

#### 6. 地域・社会との共生

企業活動を通して地域や社会に喜んで頂ける企業で在り続けるために社会活動に取り組んでいく。

## 【CSRの具体的な推進項目】

### 1. 安全・品質

#### ① 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品<sup>(※)</sup>を開発・提供する。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

#### ② 製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

#### ③ 製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

#### ④ 製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

### 2. 人権・労働

#### ① 差別撤廃

あらゆる雇用の場面<sup>(※)</sup>において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

#### ② 人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

#### ③ 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

#### ④ 強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

#### ⑤ 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

#### ⑥ 労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。



**⑦ 従業員との対話・協議**

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

**⑧ 安全・健康な労働環境**

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

**⑨ 紛争鉱物\*への対応**

紛争鉱物の使用状況についてサプライチェーンの調査を行い、懸念のある鉱物の使用が判明した場合は、使用回避に向けた取り組みに努める。

\*コンゴ民主共和国及び周辺国産で、武装勢力の資金源や紛争地域での人権侵害にかかわっているとされる鉱物

### 3. 環 境

**① 環境マネジメント**

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

**② 温室効果ガスの排出削減**

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

**③ 大気・水・土壌等の環境汚染防止**

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

**④ 省資源・廃棄物削減**

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

**⑤ 化学物質管理**

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

## 4. コンプライアンス

### ① 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。

コンプライアンス徹底の為の、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

### ② 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

### ③ 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

### ④ 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

### ⑤ 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

### ⑥ 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

## 5. 情報開示

### ① ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

## IV. サプライヤー自主点検チェックシート

CSRの取り組みについて、お取引先の皆様が自己診断、自主改善できるように、自主点検チェックシートの基本形を用意しました。

それぞれのCSR分野・項目毎に「設問」および「回答」を設定される際に、以下の基本形をご活用いただければ幸いです。

### 《チェックシート基本形》

	設 問	回 答（選択方式）
法 規 制	遵守すべき法令・規則・規定を把握していますか？	① 常に最新情報を把握している。 ② 重要なものはほぼ把握している。 ③ 必要な都度把握する。
体 制	責任部署又は責任者を決定していますか？	① 規定等で明確に決定している。 ② 規定等はないが決定している。 ③ 必要な都度決定する。
未 然 防 止	社内徹底のための方針・体制、ルール・手順がありますか？	① 明文化された方針・体制、ルール・手順に関する規定がある。 ② 明文化された規定はないが、事実上決まっている。 ③ 必要な都度決定する。
啓 発	社員向けに啓発活動を実施していますか？	① 定期的実施している。 ② 不定期、又は一部の従業員に実施している。 ③ 必要な都度実施する。
実 態	社内調査により実態を把握していますか？	① 定期的な調査を行い、常に実態を把握している。 ② 不定期だが、調査を行い実態把握に努めている。 ③ 必要な都度把握する。

## V. 発行者及び問い合わせ先

---

ガイドラインに関するお問い合わせは下記宛にお願いいたします

### 〈発行者〉

本田技研工業株式会社  
購買統括部 新機種推進室  
法務部 CSR推進室

### 〈問い合わせ先〉

本田技研工業株式会社  
購買統括部新機種推進室 管理ブロック  
TEL 028-677-7018

**HONDA**